

本案件は10月14日に公示しましたが、応募がなかったため再公示します。

番号：150886

国名：マラウイ

担当：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム

案件名：一村一品グループ支援に向けた一村一品運動実施能力強化プロジェクト終了時評価調査
(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年11月中旬から2016年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.97M/M、合計 1.47M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	29日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150618.html>))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	民間セクター開発分野の評価調査
対象国/類似地域	マラウイ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人および個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

マラウイでは、大分県の「一村一品運動」を参考にしてマラウイ国版「一村一品運動」に取り組んでおり、2003年には政府内に一村一品(One Village One Product: OVOP)事務局を設置した。マラウイ国版「一村一品運動」では、小規模農民グループ(以下「OVOPグループ」)を対象に、農林水産物を利用した加工技術の普及、品質の改善、マーケティング能力の向上を図り、製品の付加価値向上を目指してきた。

そのような中で、我が国に対して技術協力プロジェクトの要請がなされ、これを受けてJICAは2005年10月から2010年9月までの5年間、産業貿易省内のOVOP事務局をカウンターパート(C/P)機関として、「マラウイ共和国一村一品運動のための制度構築と人材育成プロジェクト」を実施した。この支援を通じ、OVOP事務局を中心としたプログラム運営体制(OVOPのプロポーザル審査システム等)が確立されるとともに、プロポーザル作成方法や食品加工技術、基礎的なビジネス知識、品質管理技術等の研修が、地方公務員および既存のOVOPグループ向けに実施されることにより、OVOP運動の理念、方法が普及された。

現在、JICAは、2011年4月から2016年4月まで5年間の計画で、技術協力プロジェクト「一村一品グループ支援に向けた一村一品運動実施能力強化プロジェクト」(OVOPフェーズ2)を実施中であり、先行プロジェクトで構築されたOVOPのプログラム運営体制構築の強化と、さらなる地域社会への社会経済的インパクトを与えるべく活動を展開中である。プロジェクトには、チーフアドバイザーと小規模ビジネス/業務調整の長期専門家が配置され、OVOP事務局スタッフ並びに各県に1名ずつ配置された普及員(ACLO)等とともに、OVOP運動の更なる発展を目指し活動している。

今回実施する終了時評価調査は、2016年4月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては当機構より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2015年11月中旬)

- ①既存の文献、報告書等(要請書、事業進捗報告書、業務完了報告書、合同調整委員会議事録、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、目標達成度等)及び実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、達成状況及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、当機構とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。なお、現地で実施中のEnd line surveyの状況を確認、参照しつつ、国内準備作業を行うこととする。
- ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、OVOPグループ、その他各国関係機関、他ドナー等)に対する質問票案(英文)を作成する。なお、質問票はJICAマラウイ事務所を通じて事前配布を行う。
- ④調査団の事前打ち合わせ及び対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2015年11月~2015年12月中旬)

- ①JICAマラウイ事務所等との打合せに参加する。

- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、評価グリッドに基づき、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。なおヒアリング対象には、地方の生産者グループや各県配置の普及員（ACLO）等も含む。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びマラウイ側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価調査報告書（案）（和文・英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びマラウイ側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じ PDM 及び P0 の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA マラウイ事務所等への報告に参加、協力する。

（3）帰国後整理期間（2015年12月中旬～2016年1月中旬）

- ①終了時評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②終了時評価調査報告書（和文・英文）について、担当分野のドラフトを作成する。
- ③帰国報告会に出席する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1） 評価報告書（英文）
- （2） 担当分野に係る終了時評価調査報告書（和文）
- （3） 終了時評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （1） 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2015年11月22日～2015年12月20日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に約2週間先行して、現地調査を開始することを予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

現地調査期間中のプロジェクトチームの構成は以下のとおりです。

- ア) チーフアドバイザー

イ) 小規模ビジネス/業務調整

③便宜供与内容

JICAマラウイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供(JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗。)

エ) 通訳備上

あり(ただし、事務所と相談の上、必要に応じて配置)

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び事務所関係者/プロジェクト専門家/C/P等の同行

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本件に係る資料は、以下のホームページにて閲覧できます。

マラウイ国一村一品グループ支援に向けた一村一品運動実施能力強化プロジェクト

・案件情報

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/A478D4D27D9F7C724925785B007A18FD?OpenDocument&pv=VW02040104>

また、本案件の詳細計画策定調査、中間レビュー報告書案に係る資料は、当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム(Tel03-5226-8054)で閲覧可能です。

(3) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度であるため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意願います。現地の治安状況については、JICAマラウイ事務所にて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行って下さい。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意願います。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載下さい。

③「JICA不正腐敗防止ガイドンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に本業務を実施願います。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又はJICA担当者に速やかに相談下さい。

以上